

瀬戸市デジタルリサーチパークセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年6月30日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第8号

瀬戸市デジタルリサーチパークセンター条例の一部を改正する条例
瀬戸市デジタルリサーチパークセンター条例（平成15年瀬戸市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（開館時間）</u></p> <p>第4条の2 <u>センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。</u></p> <p><u>（休館日）</u></p> <p>第4条の3 <u>センターの休館日は、次のとおりとする。</u></p> <p>__ <u>月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日となるときは、その翌日以後において、その日に最も近い日で同法に規定する休日でない日とする。）</u></p> <p>__ <u>1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は</u></p>	

臨時に休館することができる。

(指定管理者)

第15条 市長は、センターの管理及び運営を法人その他の団体であつて瀬戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成16年瀬戸市条例第16号)の規定により市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第16条 前条の規定により、指定管理者に行わせる業務は、次の各号に掲げるものとする。

- 第4条各号に掲げる事業に関する業務
- センターの管理及び運営に関する業務
- センターの施設等の維持及び修繕に関する業務
- 前3号に掲げるもののほか、センターの管理に関し市長が必要と認める業務

2 前条の規定により、指定管理者に管理を行わせる場合において、第5条、第6条及び第10条から第12条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用」とあるのは「利用」と、「使用者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。

(利用料)

第17条 市長は、適当と認めるときは、指定管理者にセンターの利用に係る料金(以下「利用料」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 利用料の額は、第7条の規定により算出した額を超えない範囲内において、あらかじめ指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。その額を変更する場合も同様とする。

3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び利用料の額等を公表しなければならない

い。

4 第7条から第9条までの規定は、第1項の規定により指定管理者の収入として収受させる利用料に準用する。この場合において、第7条から第9条中「使用」とあるのは「利用」と、「使用者」とあるのは「利用者」と、「使用料」とあるのは「利用料」と、「施設使用料」とあるのは「施設利用料」と、「附属設備使用料」とあるのは「附属設備利用料」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第18条 <省略>

別表第2(第7条関係)

区分	金額
附属設備	各附属設備ごとに規則で定める金額が3,000円を超えない範囲において、規則で定める額

(委任)

第15条 <省略>

別表第2(第7条関係)

区分	単位	金額	備考
インターネットコーナー貸出用パーソナルコンピュータ	1台1時間	円 110	研修会、講習会等に限 り対象とし、 一般開放による 使用は無料と する。
モノクロプリンター	1枚	20	
カラーレーザープリンター	1枚	110	
動画編集装置	一式1時間	1,050	
画像編集装置	1台1時間	110	

多次元動的 ベクトル編 集装置	一式 1 時間	2,100	
情報入力端 未	1台 1 時間	120	
個体出力装 置	一式 1 時間	1,310	
テレビ会議 室システム	一式 1 時間	840	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の瀬戸市デジタルリサーチパークセンター条例別表第 2 の規定は、使用しようとする日がこの条例の施行の日以後のものに係る附属設備使用料に適用し、使用しようとする日が同日前のものに係る附属設備使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 指定管理者の指定に関する手続その他改正後の瀬戸市デジタルリサーチパークセンター条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前において行うことができる。